

平成25年（行ウ）第5号 島根原子力発電所3号機原子炉設置変更許可処分無効確認等請求事件

平成25年（ワ）第84号 島根原子力発電所3号機運転差止等請求事件

原告 井口隆史外427名

被告 中国電力株式会社外1名

準備書面2

平成26年12月15日

松江地方裁判所民事部合議係 御中

被告中国電力株式会社訴訟代理人

弁護士 中 村 寿 夫



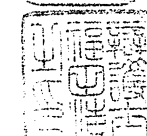
弁護士 山 内 喜 明



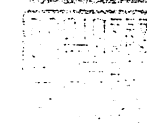
弁護士 長 屋 文 裕



弁護士 福 田 浩



弁護士 小 川 泰 弘



弁護士 川 本 賢 一



弁護士 水 野 絵里奈



略 語 例

原子炉等規制法	核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）
本件原子力発電所	島根原子力発電所 1 号機， 2 号機及び 3 号機 （なお，特定の基を示すときは，例えば「本件原子力発電所 1 号機」と表す。）
格納容器	原子炉格納容器
福島第一原子力発電所事故	東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した平成 2 3 年東北地方太平洋沖地震に起因する事故

はじめに

関西電力株式会社大飯発電所3, 4号機(以下「大飯発電所」という。)に係る福井地裁平成26年5月21日判決・判例時報2228号72頁(以下「福井地裁判決」という。なお, 同判決に対しては, 被告である関西電力株式会社が控訴を申し立て, 控訴事件は, 現在, 名古屋高等裁判所金沢支部に係属している。)は, 人格権をすべての法分野において, 最高の価値を持つものと位置付け, 生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは, 人格権に基づいて侵害行為の差止めが請求できるとの一般論を述べた上で, 大きな自然災害や戦争以外でこの根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは, 原子力発電所の事故のほかは想定し難いとする。

そして, 福井地裁判決は, 原子力発電所の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは, 福島第一原子力発電所事故を通じて明らかになったのであるから, 大飯発電所についてかような事態を招く「具体的危険性が万が一でもあるのか」が判断の対象とされるべきであると判示した。さらに, その判断は, 原子炉等規制法をはじめとする行政法規の在り方, 内容によって左右されるべきものではなく, 上記の理に基づく裁判所の判断が及ぼされるべきであり, また, かかる裁判所の判断には, 必ずしも高度の専門技術的な知識, 知見を要するものではないと判示した。

福井地裁判決は, 上記のような解釈に基づき, 原子力発電所においては, 「止める」, 「冷やす」, 「閉じ込める」の三つが揃って初めてその安全性が保たれるところ, 大飯発電所には, 地震の際の「冷やす」という機能と「閉じ込める」という構造において欠陥があると断じ, 大飯発電所に係る安全技術及び設備は確たる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ち得る脆弱なものであると認めざるを得ないとして, 大飯発電所から250キロメートル圏内に居住する者は, 大飯発電所の運転によって直接的にその人格権が侵害される「具体

的な危険」があると認定し、原告の運転差止請求を認容したものである。

しかしながら、福井地裁判決は、人格権に基づく差止請求の要件である「具体的危険性」の判断に関して、それが「万が一でもあるのか」が判断の対象となんとすることにより、被害発生の蓋然性を考慮せず、危険性の有無を抽象的にしか判断していないものであり、また、高度の専門技術的知識、知見を踏まえ、かつ、原子炉等規制法をはじめとする行政法規の在り方や内容にもかかわらず、裁判所が独自に判断できるとした結果、個々の事実認定においても、判断に不可欠な基本的事項についての正しい理解を欠いていたり、科学的・専門技術的知見に基づく客観的証拠や経験則に違背する独自の誤った認定をしていたりするなど、不当な点が数多く存在している。

そこで、本書面では、人格権侵害に基づく差止請求の要件及びその判断について述べた（下記第1）上で、福井地裁判決の認定判断が誤っていることを述べ（後記第2）、同判決における主な争点のうち、本件訴訟にも関連する事項について、同判決の事実認定が大きな誤りを犯した不当なものであることを述べる（後記第3）。

第1 人格権侵害に基づく差止請求の要件及びその判断

1 人格権侵害に基づく差止請求の要件としての「具体的危険性」

人格権に基づく差止請求権は、相手方の行為を直接制約することを求めるものであるが、これを定めた明文の規定が存せず、その要件等が自明ではない。そして、極めて広範囲の人格的利益をすべて人格権の内容を成すものとするとその概念内容がますます広範ないし抽象的になるため、いきおい権利の外延が不明確となり、その要件も不明確にならざるを得ないので、人格権に基づく差止請求権に関する法解釈は厳格になされなければならない。

人格権に基づく差止請求権は、上記に述べたような性格を有するもので

あるから、これが認められるためには、一般に、① 生命、身体のような重大な保護法益が侵害され被害の発生する危険性が切迫しており、② その侵害により回復し難い重大な損害が生ずることが明らかであって、③ その損害が相手方（侵害者）の被る不利益よりもはるかに大きな場合で、④ 差止め以外に代替手段がなく、差止めが唯一最終の手段であることを要すると解されている。これらの要件のうち、①の保護法益の侵害による被害発生の危険性が切迫していることを要するとする要件は、他の②ないし④の要件の前提となるものであるが、単に論理的ないし抽象的、潜在的なレベルの可能性があるというのでは足りず、被害発生の蓋然性が、侵害が現存するのに匹敵するような程度に存在していることが必要であるという意味での具体的危険性の存在が必要である。

（被告中国電力株式会社準備書面 1 の 4， 5 頁）

福井地裁判決は、人格権が他の権利利益に絶対的に優先するかのように述べているが（前掲判例時報 8 5 頁）、最高裁平成 7 年 7 月 7 日第二小法廷判決・民集 4 9 卷 7 号 2 5 9 9 頁（国道 4 3 号線訴訟事件）は、人格権に基づく差止請求に関して、これを認容すべき違法性は受忍限度を超えた場合に認められることを前提としつつ、違法性の判断要素及びその評価につき、侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の持つ公共性又は公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情をも考慮し、これらを総合的に考察してこれを決すべきものであるとの趣旨を判示し、侵害行為の態様、侵害の程度、侵害行為の持つ公共性又は公益上の必要性の内容と程度等を考慮することを求めているのであって、人格権が他の権利利益に絶対的に優先するかのような考え方を採っていない。

2 科学技術の利用に関する基本的理念

およそ科学技術を利用した現代文明の利器はすべて、その効用の反面に、多かれ少なかれ危険発生の可能性を内包している。社会はこの危険を人為的に管理して人類の利用に役立ててきたのであり、そこにおいては、危険が内在していること自体は当然の前提として、その内在する危険を顕在化させないよう、いかに適切に管理できるかが問題とされてきた。

原子力発電所に関しても、原子力発電に危険が内在すること自体が問題なのではなく、原子力発電に内在する潜在的な危険を顕在化させないよう適切に管理できるかどうかの問題とされるべきであり、その運転差止請求訴訟においては、このような観点から、内在する潜在的な危険を顕在化させないよう適切に管理できるかどうか、具体的危険性の有無として判断されることになる。これに対し、抽象的、潜在的な危険性の存在のみをもって原子力発電の利用を否定することは、現代社会における科学技術の利用そのものを否定することになり妥当ではない。

科学技術の利用に関するこのような基本的理念は、原子炉の安全規制に係る行政法規である原子炉等規制法においても拠って立つところとなっている。同法では、発電用原子炉を設置しようとする者は原子力規制委員会の許可を受けなければならないとされ（原子炉等規制法43条の3の5第1項）、その許可の要件として「その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること」、「その者に重大事故（・・・）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること」、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」（同法43条の3の6第1項2号から4号まで）などが必要とされて

いる。

これは、原子力発電に一定の潜在的な危険が内在することは前提として、そのような危険を顕在化させないよう管理していくことを念頭に置き、そのようにして災害の防止に支障がないものとするところから原子炉の設置を認めるとの立法をしたものである。原子力発電所の運転差止請求訴訟において、仮に論理的ないし抽象的、潜在的な危険性が少しでもあれば原子力発電所の建設及び運転は一切許されないというのであれば、それは結局のところ、原子炉等規制法の採った上記の立法上の判断そのものを否定することになる。

上記の科学技術の利用に関する基本的理念に関しては、以下のように判示した裁判例がある。これらは、いずれも福島第一原子力発電所事故以前の判決であるが、同事故を経た現在においても、この基本的理念は変わらないというべきである。

(1)「そもそも、人間の生命、身体の安全は、最大限の尊重を必要とする重大な法益であることは改めていうまでもないが、文字どおりの意味において人間の生命、身体に対する害が、又はこれを生じる危険性（可能性）が・・・絶対的に零でなければ人間社会において存在を許されないとするならば、放射線のみならず、現代社会において現に存在が受容されているおびただしい物質、機器、施設等がその存在を否定されるべきこととならざるをえない（たとえば、水力発電所も火力発電所も例外ではありえない。）」（水戸地裁昭和60年6月25日判決・判例時報1164号119頁（日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉設置許可処分取消請求事件））

(2)「科学技術を利用した各種の実用機械、装置等にあつては、程度の差こそあれそれが常に何らかの危険を伴うことは避け難い事態ともいうべきところであり、ただ、その科学技術を利用することによって得られる

社会的な効用、利便等との対比において、その危険の内容、程度や確率等が社会通念上容認できるような水準以下にとどまるものと考えられる場合には、その安全性が肯定されるものとして、これを日常の利用に供することが適法とされることとなるものと解すべきである。この理は、原子炉施設における安全性の問題についても基本的に異なるところはないものというべきであるから、原子炉施設の場合に限って、どのような異常事態が生じた場合においても災害及び障害の発生が完全に防止されるといった、ある意味では理論上達成不可能な水準の安全性の確保が要求されるものとするには、理由がないものというべきである」(東京高裁平成13年7月4日判決・判例時報1754号46, 47頁(東海第二発電所原子炉設置許可処分取消請求控訴事件))

(3)「確かに、原子力発電所の事故について、例えば、いわゆるシビアアクシデントのレベルのものを想定すると、その結果の深刻さはいうまでもないところである。しかし、原子力発電所の運転も、これに関する事故の発生の危険性も、法律的に評価するときは、結局、これを社会的かつ有限な事象としてとらえざるを得ないのであって、仮に、控訴人らの主張が原子力発電所の事故発生の具体的な危険性の有無を超えて、論理的ないし抽象的・潜在的なレベルでの危険性が少しでもあれば一切原子力発電所の建設・運転が許されないという判断基準を求めるものであれば、採用することができない」(仙台高裁平成11年3月31日判決・判例時報1680号48頁(東北電力株式会社女川原子力発電所運転差止請求控訴事件))

(4)「この安全性は、前記のような原子力発電所の持つ危険性に鑑みれば厳しく審査する必要があるが、他方で、科学技術を利用した各種の機械、装置等については、絶対的に災害発生の危険がないという『絶対的安全性』は想定できないから、原子炉施設においても、放射線、放射性物質

の環境への排出を完全に防止することを意味するということはできず、放射線、放射性物質の環境への排出を可及的に少なくし、これによる災害発生の危険性を社会通念上無視し得る程度に小さなものに保つことを意味すると解するのが相当である」(名古屋高裁金沢支部平成21年3月18日判決・判例時報2045号36頁(北陸電力株式会社志賀原子力発電所2号機運転差止請求控訴事件))

3 「具体的危険性」の有無の判断における科学的・専門技術的知見の必要性

上記のとおり、原子力発電所の運転差止請求訴訟においては、原子力発電に内在する潜在的な危険を適切に管理できるかどうか、具体的危険性の有無として判断されることになる。そして、原子力発電所では放射性物質のもつ危険性を顕在化させないよう、地震学及び地質学等の自然科学並びに耐震工学及び原子炉工学等の科学的・専門技術的知見を前提とした対策を講じている。原子力発電所に係る人格権に基づく差止請求訴訟において、その要件である具体的危険性の有無を判断する際には、上記対策により安全性が確保されているかを検討する必要がある、上記対策が前提としている科学的・専門技術的知見を踏まえることが不可欠である。

四国電力株式会社伊方発電所に係る最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174頁も、「原子炉設置許可の基準として、右のように定められた趣旨は、・・・原子炉施設の安全性が確保されないときは、・・・深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、・・・原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせることにあるものと解される。・・・原子炉施設の安全性に関する審査は、当該原子炉施設そのものの工学的安全性、平常運転時における従業員、周辺住民及び周辺環境への放射線の影響、事故

時における周辺地域への影響等を、原子炉設置予定地の地形、地質、気象等の自然的条件、人口分布等の社会的条件及び当該原子炉設置者の右技術的能力との関連において、多角的、総合的見地から検討するものであり、しかも、右審査の対象には、将来の予測に係る事項も含まれているのであって、右審査においては、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされるものであることが明らかである」、「規制法（被告中国電力株式会社訴訟代理人注：昭和52年法律第80号による改正前の原子炉等規制法を示す。）

24条2項が、内閣総理大臣は、原子炉設置の許可をする場合においては、同条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号所定の基準の適用について、あらかじめ原子力委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならないと定めているのは、右のような原子炉施設の安全性に関する審査の特質を考慮し、右各号所定の基準の適合性については、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う内閣総理大臣の合理的な判断にゆだねる趣旨と解するのが相当である」と判示している。

同最高裁判決は、原子炉等規制法に基づく原子炉の設置許可処分の取消しに係るものではあるが、設置許可処分の取消訴訟であっても、人格権に基づく差止請求訴訟であっても、原子力発電所の安全性が確保されているか否かという基本的な問題点を判断する際に、科学的・専門技術的知見を踏まえる必要があるという点は、何ら異なることはない。

第2 福井地裁判決における認定判断の誤り

1 「具体的危険性」に関する認定判断の誤り

福井地裁判決は、原子力発電所には極めて高度の安全性、信頼性が求められ、万一の場合にも放射性物質の危険から国民を守るべく万全の措置が

採られなければならないとした上で、福島第一原子力発電所事故による被害の大きさに鑑み、「具体的危険性が万が一でもあるのか」が判断の対象とされるべきであるとする（前掲判例時報 85，86 頁）。

しかしながら、福井地裁判決は、「具体的危険性」という言葉こそ用いているものの、それが「万が一でもあるのか」を判断の対象とすることにより、被害発生 of 蓋然性を考慮することなく「人格権が侵害される具体的な危険がある」（同 94 頁）と認定している。これは、結局のところ、論理的でないし抽象的、潜在的レベルでの危険性が少しでもあれば一切原子力発電所の運転は許されないとするものであり、具体的危険性の意義を無内容にするものである。人格権侵害に基づく差止請求では被害発生 of 蓋然性が侵害が現存するのに匹敵するような程度に存在していることが必要であるという、具体的危険性の本来の意義と相入れない立論といわざるを得ない。また、このような認定判断は、原子力発電に潜在的な危険が存在することの故に原子力発電そのものを否定するものであり、前記第 1 の 2 で述べた科学技術の利用に関する基本的理念にも反するものである。

福井地裁判決が被害発生 of 蓋然性を考慮することなく具体的危険性を認定していることは、まず、同判決が、大飯発電所において、事故防止等のための対処が失敗することを当然の前提とした事実認定を行っていることから明らかである。例えば、同判決は、「緊急停止後において非常用ディーゼル発電機が正常に機能し、補助給水設備による蒸気発生器への給水が行われたとしても、① 主蒸気逃がし弁による熱放出、② 充てん系によるほう酸の添加、③ 余熱除去系による冷却のうち、いずれか一つに失敗しただけで、補助給水設備による蒸気発生器への給水ができないのと同様の事態に進展することが認められる」（同 91 頁）と判示するが、ここでは、上記①ないし③のいずれかに失敗することが理由もなく前提とされており、そのような失敗が生ずる蓋然性については何ら言及されていない。

また、福井地裁判決が被害発生の蓋然性を考慮することなく具体的危険性を認定していることは、同判決が、大飯発電所の「地震の際の冷やすという機能と閉じこめるという構造」に関して、被害発生に至る具体的な機序を示さないまま、同発電所に欠陥がある旨を判示していることから明らかである（同 87 頁）。例えば、同判決は、使用済燃料ピットに関して、「使用済み核燃料においても破損により冷却水が失われれば被告のいう冠水状態が保てなくなる」（同 93 頁）と判示しているが、何がどのような原因で「破損」して冷却水が失われるのかは明らかにされておらず、どのような機序で原告らの人格権を侵害するような放射性物質の大量放出等に至るのかなどについては何ら示されていない。同判決は、使用済燃料ピットに関して、「原子炉格納容器の中の炉心部分と同様に外部からの不測の事態に対して堅固な施設によって防御を固められてこそ初めて万全の措置をとられているといえることができる」（同頁）とも判示しているが、ここでも「外部からの不測の事態」という抽象的な文言が用いられるのみで、それが何を意味するのか、そのような事態が生ずる結果どのような機序により原告らの人格権を侵害するような放射性物質の大量放出等に至るのかなどについては、何ら具体的に示されていない。

このように、福井地裁判決は、被害発生の蓋然性を考慮することなく具体的危険性を肯定しており、具体的危険性に関する認定判断を誤っている。

2 科学的・専門技術的知見を踏まえることを不要とした誤り

福井地裁判決は、科学的、専門技術的見地からなされる審査・判断が尊重されるべきことを原子炉等規制法が予定しているとしても、この趣旨とは関係なく福島第一原子力発電所事故のような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかという観点から司法審査がなされるべきであるとし（前掲判例時報 86 頁）、この判断には「必ずしも高度の専門技術的な知識、

知見を要するものではない」(同頁)と判示する。

しかしながら、前記第1の3で述べたとおり、原子力発電所に係る人格権に基づく差止請求において、その要件である具体的危険性の有無を判断する際には、安全性を確保するために採られている各対策の前提となる科学的・専門技術的知見を踏まえることは不可欠であり、これを無視して原子力発電所の具体的危険性の有無を正確に判断することはできない。

福井地裁判決は、上記1で述べたとおり、「具体的危険性」という言葉を用いながら、それが「万が一でもあるのか」が判断の対象となるとすることにより、実際には危険性の有無を抽象的にしか判断していないが、それ故にこそ、科学的・専門技術的知見を要することなく事実認定を行うことができているに過ぎない。

福井地裁判決は、その端々において、科学的・専門技術的知見に基づく予測や危険の管理が不可能であることを前提とし、科学的・専門技術的知見を踏まえることなく事実認定を行っている。例えば、

- ・「大飯原発には1260ガルを超える地震は来ないとの確実な科学的根拠に基づく想定は本来的に不可能である」(同87頁)
- ・「事故原因につながる事象のすべてを取り上げること自体が極めて困難であるといえる」(同88頁)
- ・「いったんことが起きれば、事態が深刻であればあるほど、それがもたらす混乱と焦燥の中で適切かつ迅速にこれらの措置をとることを原子力発電所の従業員に求めることはできない」(同頁)
- ・「これらの事例はいずれも地震という自然の前における人間の能力の限界を示すものというしかない」(同90頁)
- ・「深刻な事故においては発生した事象が新たな事象を連鎖的に招いたりするものであり、深刻事故がどのように進展するのかの予想はほとんど不可能である」(同93頁)

などが挙げられる。

これらの認定は、福島第一原子力発電所事故で生じた被害の大きさに注目するあまり、科学的・専門技術的知見の有効性を否定し、将来予測や科学技術による危険の管理がおよそ不可能であることを前提とするものである。

しかし、上記のとおり、原子力発電所の具体的危険性の有無を判断するには科学的・専門技術的知見を踏まえることが不可欠であり、福井地裁判決は、科学的・専門技術的知見に基づく客観的証拠や経験則に違背する事実認定を行った、不当なものといわざるを得ない。

第3 福井地裁判決の主な争点に対する認定判断の誤り

福井地裁判決の主な争点に対する認定判断のうち、その事実認定において誤った判断がなされている事項として、安全上重要な設備に係る事項(下記1)及び使用済燃料ピットの安全性に係る事項(後記2)を採り上げ、同判決における事実認定が大きな誤りを犯した不当なものであることを述べる。

また、福井地裁判決は上記各事項のほかにも、地震に対する安全性に係る事項に関して誤った事実認定を行っているが、これについては、本件原子力発電所3号機における地震に対する安全確保対策との関連において別途主張することとする。

1 安全上重要な設備に係る事項について

福井地裁判決は、「本件原発においては基準地震動である700ガルを下回る地震によって外部電源が断たれ、かつ主給水ポンプが破損し主給水が断たれるおそれがある」(前掲判例時報91頁)とし、その場合には「実際にはとるのが困難であろう限られた手段が効を奏さない限り大事故となる」

(同頁)と判示した。このような事実認定は、原子力発電所における耐震安全性の考え方を理解しないままに、後述する安全上重要な設備ではない「主給水ポンプ」及び「外部電源」の重要性を殊更に高いものと誤認したからにほかならない。

そこで、以下では、原子力発電所における耐震安全性確保の考え方及び安全上重要な設備について説明した上で、大飯発電所における「主給水ポンプ」及び「外部電源」の正しい位置付けを述べ、福井地裁判決の事実認定の誤りを指摘する。

(1) 原子力発電所における耐震安全性確保の考え方と安全上重要な設備

原子力発電所においては、地震により生ずるおそれのある安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の観点から耐震設計上の重要度分類を行い、原子力発電所の安全性を確保する（原子炉を「止める」、「冷やす」、放射性物質を「閉じ込める」）ために重要な役割を果たす設備を安全上重要な設備と位置付けて、基準地震動に基づく地震力や一般建物に要求される値の3倍の静的地震力に基づく地震力を用いるなどして余裕をもった耐震設計を行うことなどにより、他の施設より高い耐震安全性を確保することで、原子力発電所の耐震安全性を確保している。そのため、安全上重要な設備さえ機能が維持できれば、それ以外の設備（大飯発電所における「主給水ポンプ」、「外部電源」等）が機能を喪失したとしても、原子炉を「止める」、「冷やす」、放射性物質を「閉じ込める」ことができ、原子炉が危険な状態となることはない。

大飯発電所において、「主給水ポンプ」は、所定の電気出力を生むために必要な蒸気を発生させるための水を蒸気発生器に送ることを主な役割とする設備であり、発電するためには（すなわち、発電所の通常運転には）不可欠な設備であるが、安全上重要な設備として、「主給水ポンプ」

に頼ることなく安全に原子炉停止後の崩壊熱を除去（冷却）する役割を担う設備である「補助給水設備」が設置されており、この設備はより高い耐震安全性が確保されている。また、「外部電源」についても同様であり、安全上重要な設備として、「外部電源」に頼ることなく原子力発電所の安全性確保に必要な電源を供給する設備である「非常用ディーゼル発電機」が設置されており、この設備はより高い耐震安全性が確保されている。

このように、原子炉の安全性確保に係る冷却及び電源供給について、それぞれ「補助給水設備」及び「非常用ディーゼル発電機」がその役割を担うこととし、これらの設備により高い耐震安全性をもたせることにより原子炉の安全性を担保するということが、大飯発電所の設計上予定された姿である。現実には、原子炉緊急停止の際に「主給水ポンプ」や「外部電源」が使用可能な場合は、それらを用いて冷却や電源供給を行うことはあるが、そうであるからといって、「主給水ポンプ」や「外部電源」が安全上重要な設備であるというわけではない。したがって、「主給水ポンプ」が機能を喪失した場合であっても、「補助給水設備」により冷却機能は維持され、また、「外部電源」が機能を喪失した場合であっても、「非常用ディーゼル発電機」により必要な電源が供給されるため、いずれの場合においても原子炉が危険な状態となることはない。

（２）福井地裁判決の「主給水ポンプ」及び「外部電源」に関する事実認定の誤り

福井地裁判決は、上記（１）の原子力発電所における耐震安全性確保の考え方及び安全上重要な設備の役割を理解することなく、地震時における冷却機能の維持に関して、「外部電源が断たれば非常用ディーゼル発電機に頼らざるを得なくなる」（前掲判例時報 91 頁）、「主給水・・・

が断たれた場合にはその名が示すとおり補助的な手段にすぎない補助給水設備に頼らざるを得ない」(同頁)とした上で、「原子炉の緊急停止の際、この冷却機能の主たる役割を担うべき外部電源と主給水の双方がともに700ガルを下回る地震によっても同時に失われるおそれがある。そして、その場合には・・・限られた手段が功を奏さない限り大事故となる」(同頁)として、大飯発電所における「外部電源」及び「主給水ポンプ」の機能喪失をもって、地震時における冷却機能が維持されない旨を判示する。

しかし、上記(1)のとおり、「主給水ポンプ」は、発電するためには(すなわち、発電所の通常運転には)不可欠な設備であるが、安全上重要な設備ではなく、原子力発電所の安全性確保に必要な冷却機能の維持を担うことを期待されているものではない。福井地裁判決の上記認定は、このような原子力発電所における耐震安全性確保の考え方に基づき各設備に期待されている役割や機能を理解せずになされたものであり、全くの事実誤認である。

また、福井地裁判決は、単に簡略な模式図における位置関係の印象から安全上重要な設備ではない「主給水ポンプ」の重要性を認定し(同92頁)、あるいは、「その名が示すとおり」(同91頁)などともっばら『主給水』、『非常用』ディーゼル発電機、『補助』給水設備といった名称の語感を理由としてそれぞれの設備の安全確保上の位置付けを認定している。これらは、証拠に基づかない誤った認定である。

さらに、福井地裁判決は、「主給水ポンプ」や「外部電源」が安全上重要な設備ではないため基準地震動 S_s に対する耐震安全性が確保されていないことから、それに満たない地震動によって損傷し、「主給水喪失」・

「外部電源喪失」が発生する可能性を否定できないことに関して、「基準地震動の意味について」との表題の下、「日本語としての通常の用法に従

えば、基準地震動というのはそれ以下の地震であれば、機能や安全が安定的に維持されるという意味に解される」とした上で、「基準地震動 S s 未満の地震であつても重大な事故に直結する事態が生じ得るというのであれば、基準としての意味がなく、大飯原発に基準地震動である 7 0 0 ガル以上の地震が到来するのかもしれないのかという議論さえ意味の薄いものになる」（同 9 2 頁）と述べる。

しかしながら、「主給水喪失」・「外部電源喪失」が生じた場合に「重大な事故に直結する事態が生じ得る」とする前提自体が誤っており、事実ではない。上記（1）のとおり、「主給水ポンプ」及び「外部電源」は、安全上重要な設備ではなく、「補助給水設備」及び「非常用ディーゼル発電機」によって原子力発電所の安全確保に必要な冷却機能の維持や電源の供給が可能であり、重大な事故に直結する事態は生じない。さらに、基準地震動 S s は、あくまでも、原子力発電所の安全性を確保する（原子炉を「止める」、「冷やす」、放射性物質を「閉じ込める」）ために重要な役割を果たす安全上重要な設備について高い耐震安全性を確保するための設計基準となる地震動にほかならない。この点でも、福井地裁判決の上記判示は、その前提に誤りがある。

2 使用済燃料ピットの安全性に係る事項について

福井地裁判決は、大飯発電所において、使用済燃料が格納容器のような「堅固な施設」に覆われていないことなどから、放射性物質を「閉じ込める」構造に欠陥がある旨を判示する（前掲判例時報 9 2 ないし 9 4 頁）が、同判決の事実認定には、以下のとおり誤りが存在する。

(1) 使用済燃料ピットについて「堅固な施設」による閉じ込めを必要とした事実認定の誤り

福井地裁判決は、大飯発電所において、使用済燃料が格納容器のような「堅固な施設」に覆われていないことから、放射性物質を「閉じ込める」構造に欠陥があると判示する（前掲判例時報92ないし94頁）。

しかしながら、使用済燃料は、格納容器のような「堅固な施設」による閉じ込めを必要としないのであり、福井地裁判決の判示には事実認定の誤りがある。

通常運転時において、炉心に装荷された燃料からは核分裂連鎖反応により熱エネルギーが発生しており、そのエネルギーを、高温、高圧（大飯発電所においては、摂氏約300度、約157気圧）の一次冷却材により取り出し、発電に利用している。仮にこの一次冷却材喪失事故（LOCA）が発生した場合には、放射性物質を閉じ込める役割を果たす燃料被覆管の一部が損傷し、放射性物質が放出されるおそれがある。そこで、そのような放射性物質を含む高温、高圧の水蒸気（水）等が万が一にも周辺環境へ放出されることがないように、耐圧性能を有する格納容器のような「堅固な施設」による閉じ込めが必要となる。

これに対し、使用済燃料は、使用済燃料ピットにおいて、大気圧（1気圧）の下、通常摂氏約40度以下に保たれたほう酸水により冠水状態で貯蔵されている。使用済燃料は、冠水さえしていれば、崩壊熱が十分除去され、放射性物質を閉じ込める役割を果たす燃料被覆管の損傷に至ることはなく、その健全性が維持されることから、使用済燃料ピットからの周辺環境への放射性物質放出を防止するためには、使用済燃料の冠水状態を保つ必要があり、かつ、それで十分である。そして、このような状態では、放射性物質を含む高温、高圧の水蒸気（水）等が瞬時に発生、流出するような事態はおよそ起こり得ないことから、使用済燃料は、

炉心に装荷された燃料とは異なり、耐圧性能を有する格納容器のような「堅固な施設」による閉じ込めは必要ない。

（２）格納容器の機能に関する事実認定の誤り

福井地裁判決は、格納容器の溶融点が燃料ペレットの溶融点を下回ることから、炉心内部からの崩壊熱（同判決は「熱崩壊」としているが「崩壊熱」の誤りと思われる。）に対する防御機能を備えておらず、したがって、格納容器は内部からだけではなく外部の事故から燃料を守るという役割を負っていると認定している（前掲判例時報 93 頁）。しかしながら、かかる事実認定は、科学的・専門技術的知見を無視した誤ったものである。

大飯発電所において、格納容器は、外部からの不測の事態に備えた炉心の防護をその目的として設計されているものではない。格納容器は、一次冷却材の喪失等が発生した場合に、内部から放射性物質を含む高温、高圧の水蒸気（水）等が万が一にも周辺環境へ放出されることを防止するために設けられているものであり、耐圧性能を備えているのもそのためである。実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 2 条 2 項 36 号においても、格納容器は「一時冷却系統に係る発電用原子炉施設の容器内の機械又は器具から放出される放射性物質の漏えいを防止するために設けられる容器」とされている。

福井地裁判決の判示は、このような格納容器の役割につき独自の見解を立て、使用済燃料ピットにも同様の「堅固な施設」が必要であるとの誤った推論を行ったものである。

そもそも、格納容器が内部からの崩壊熱に対して確たる防御機能を果たし得ないとの福井地裁判決の事実認定にも誤りがある。同判決は、溶融点のみを根拠として崩壊熱に対する防御機能の欠如を論じており（同

9 3 頁), 非常用炉心冷却設備等の様々な炉心冷却のための設備の存在を看過している。さらに, このように誤って認定した崩壊熱に対する防御機能の欠如を根拠として, 格納容器は外部の事故から燃料を守るという軽視できない役割を負っているとの結論に至っているが(同頁), 格納容器が崩壊熱に対する防御機能を有しないと認定したとしても, そこから導かれるのは, せいぜい崩壊熱に対する防御とは異なる何らかの機能を有しているはずとの漠然とした推定であって, 格納容器が外部の事故から燃料を守るとの役割を有しているはずであると直ちに認定することには多大な飛躍がある。それにもかかわらず, 使用済燃料ピットにも格納容器のような「堅固な施設」が必要であるとする同判決の判示は, このような飛躍による認定を前提とする点においても不当なものである。

(3) 使用済燃料ピットへの給水に関する事実認定の誤り

福井地裁判決は, 福島第一原子力発電所事故を踏まえた使用済燃料ピットへの給水確保対策について, 「使用済み核燃料プールが地震によって危機的状況に陥る場合にはこれと並行してあるいはこれに先行して隣接する原子炉も危機的状態に陥っていることが多いということを念頭に置かなければならないのであって, このような状況下において被告の主張どおりに確実に給水ができるとは認め難い」(前掲判例時報 9 3 頁) と述べる。しかしながら, これは, 「このような状況」が具体的にどのような状況なのかを明示しないまま, 地震によって使用済燃料ピットと原子炉の双方が「危機的状況」に陥った場合を述べており, また, そのような状況が生ずる蓋然性についての検討も一切行われていない。しかも, 給水作業を行おうとする際に, 既に「危機的状況」に陥っていることも前提となっており, 極めて不合理な論法である。むしろ, そのような「危機的状況」に至らないよう, 原子炉に関するものも含めて種々の安全確

保対策が用意されているにもかかわらず、同判決はその点を何ら評価することなく、「危機的状況」を当然の前提としているのである。これでは具体的危険性の有無に関する事実を証拠に基づいて認定しているとは到底いい得ない。

以 上